

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十八年三月十四日)
(厚生労働省告示第百二十七号)

別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表

2 介護予防訪問看護費

イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合

- (1) 所要時間 20 分未満の場合 303 単位
- (2) 所要時間 30 分未満の場合 451 単位
- (3) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 794 単位
- (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 1,090 単位
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(1 回につき) 284 単位

ロ 病院又は診療所の場合

- (1) 所要時間 20 分未満の場合 256 単位
- (2) 所要時間 30 分未満の場合 382 単位
- (3) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 553 単位
- (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 814 単位

注

- 1 通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料(診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。))の区分番号 I012 に掲げる精神科訪問看護・指導料をいう。))及び精神科訪問看護基本療養費(訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 67 号)別表の区分番号 01—2 の精神科訪問看護基本療養費をいう。))に係る訪問看護の利用者を除く。))に対して、その主治の医師の指示(指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス基準第 63 条第 1 項第 1 号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。))にあつては、主治の医師が交付した文書による指示)及び介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス基準第 76 条第 2 号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。))に基づき、指定介護予防訪問看護事業所(指定介護予防サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。))の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「看護師等」という。))が、指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス基準第 62 条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。))を行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ(1)又はロ(1)の単位数については、指定介護予防訪問看護を 24 時間行うことができる体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であつて、介護予防サービス計画(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。))第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。))又は介護予防訪問看護計画書の中に 20 分以上の指定介護予防訪問看護が週 1 回以上

含まれている場合に算定し、准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この注において「理学療法士等」という。）が指定介護予防訪問看護を行った場合は、イの(5)の所定単位数を算定することとし、理学療法士等が 1 日に 2 回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1 回につき 100 分の 50 に相当する単位数を算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 夜間(午後 6 時から午後 10 時までの時間をいう。)又は早朝(午前 6 時から午前 8 時までの時間をいう。)に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。)に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して指定介護予防訪問看護を行ったとき又は看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して指定介護予防訪問看護を行ったときは、複数名訪問加算として、次に掲げる区分に応じ、1 回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算する。
 - (1) 複数名訪問加算(Ⅰ)
 - (一) 複数の看護師等が同時に所要時間 30 分未満の指定介護予防訪問看護を行った場合
254 単位
 - (二) 複数の看護師等が同時に所要時間 30 分以上の指定介護予防訪問看護を行った場合
402 単位
 - (2) 複数名訪問加算(Ⅱ)
 - (一) 看護師等が看護補助者と同時に所要時間 30 分未満の指定介護予防訪問看護を行った場合
201 単位
 - (二) 看護師等が看護補助者と同時に所要時間 30 分以上の指定介護予防訪問看護を行った場合
317 単位
- 6 イ(4)及びロ(4)について、指定介護予防訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。）に対して、所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定介護予防訪問看護を行った後に引き続き指定介護予防訪問看護を行う場合であって、当該指定介護予防訪問看護の所要時間を通算した時間が 1 時間 30 分以上となる場合は、1 回につき 300 単位を所定単位数に加算する。
- 7 指定介護予防訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問看護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定介護予防訪問看護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定介護予防訪問看護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷

地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問看護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。

- 8 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行った場合は、特別地域介護予防訪問看護加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 10 指定介護予防訪問看護事業所の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定介護予防サービス基準第 72 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により 24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合、又は指定介護予防訪問看護を担当する医療機関(指定介護予防サービス基準第 63 条第 1 項第 2 号に規定する指定介護予防訪問看護を担当する医療機関をいう。)が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時介護予防訪問看護加算として、次に掲げる区分に応じ、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅰ)
 - (一) 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 600 単位
 - (二) 病院又は診療所の場合 325 単位
 - (2) 緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ)
 - (一) 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 574 単位
 - (二) 病院又は診療所の場合 315 単位

- 12 指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所が、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を特別管理加算として加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 特別管理加算(Ⅰ) 500 単位
 - (2) 特別管理加算(Ⅱ) 250 単位
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修(以下「特定行為研修」という。)を修了した看護師が、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、1月に1回に限り、専門管理加算として、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数のいずれかを所定単位数に加算する。
- イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合(悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者(重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者(在宅での療養を行っているものに限る。))にあっては真皮までの状態の利用者)又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者に行った場合に限る。)
 - 250 単位
 - ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合(医科診療報酬点数表の区分番号C007の注3に規定する手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る。)
 - 250 単位
- 14 指定介護予防訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の指定介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、介護予防訪問看護費は、算定しない。
- 15 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問看護費は、算定しない。
- 16 イ(5)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。
- 17 イ(5)について、利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合であって、注16を算定しているとき

は、1 回につき 15 単位を所定単位数から減算し、注 16 を算定していないときは、1 回につき 5 単位を所定単位数から減算する。

ハ 初回加算

- (1) 初回加算(Ⅰ) 350 単位
- (2) 初回加算(Ⅱ) 300 単位

注

- 1 (1)について、新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定介護予防訪問看護事業所の看護師が初回の指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(2)を算定している場合は、算定しない。
- 2 (2)について、指定介護予防訪問看護事業所において、新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ニ 退院時共同指導加算 600 単位

注 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定介護予防訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定介護予防訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき 1 回(特別な管理を必要とする利用者については、2 回)に限り、所定単位数を加算する。ただし、ハの初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。

ホ 看護体制強化加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ヘ 口腔連携強化加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に

従い、1 回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6 単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 単位